



のびのびコンシェルジュだより

令和元年(2019年)9月 吹田市のびのび子育てプラザ発行

猛暑の夏も過ぎ、やっと過ごしやすい季節になりました。10月からは幼児教育・保育の無償化が始まります。令和2年度保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業等への一斉申込みが始まります。今年、待ち時間短縮等のためLINEを使った事前予約制が開始になります。ぜひご活用してください。

～令和2年4月1日から利用を希望する場合～

	受付期間	受付場所
10月1日(火)から受付が始まります。	平日 10月1日(火)～10月31日(木) (午前9時30分～午後3時30分)	吹田市役所低層棟 2階児童部会議室・ 税制課会議室
	土・日 10月12日(土)・10月13日(日) (午前9時30分～午後3時30分)	



結果通知

(令和2年2月頃内定通知)

利用の可否にかかわらず、申込み者全員に送付します。

※認可外保育所の申込み・問い合わせは直接各施設へお願いします。

保育施設を見学する時の☆ポイント☆

- ① 遊んでいる子どもたちの表情はイキイキしていますか？
- ② 保育をする人が笑顔で子どもたちに接していますか？
- ③ 保育室の教材はそろっていますか？ 外遊びをしていますか？
- ④ 保育内容や保育理念を大切にしていますか？

厚生労働省「よい保育施設の選び方十か条」参考

～令和2年度から変わります～

- ① 来年度から「保育所に入れるなら育休を短縮する」ということでも申込みを受け付けます。会社が「育休短縮可能」と認めれば、入所できた翌月の1日までに仕事に復帰することが条件です。
- ② 希望していた園に内定が出たにも関わらず辞退した場合は、ポイントが減点になります。
- ③ 時間短縮勤務や育児時短の有無は問いませんが、週の就労時間が35時間未満の場合は減点の対象になります。

その他にも、利用調整のポイントの考え方が細かく明記されています。申請書をよく読んで、期日までには遅れないように申し込んでください。